

第 2 章 災害予防計画

第1節 基本方針

災害予防計画においては、次の点を基本方針として推進する。

1. 人命損失防止対策の重点的推進

地震災害時には、種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。とりわけ、建物（被害）に対する対策及び地震防災上の必要な教育及び広報の推進を重視する。

2. 重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

3. 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県の実施した防災アセスメントの結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進するものとする。

4. 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、消防関係施設、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障を来したことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。

5. 防災力の向上

大規模災害時には防災関係機関だけでは対応できないことから、防災関係機関における防災力の向上のほか、住民、自主防災組織、事業所等の防災力の向上を推進するものとする。

6. 初動マニュアルの作成

災害対策基本法に基づき、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進を図るため、地区防災計画（初動マニュアル）の作成を支援する。なお、本市においては、災害対策基本法に定められる地区防災計画を初動マニュアル等の名称をもって、災害発生時における地域の初動体制の確立を重点とした計画の作成を推進する。

第2節 防災組織の整備

1. 防災会議の充実

本市に係る災害予防対策を推進するため、防災会議を年1回以上開催し、地域防災計画の作成、見直し及び実施を推進する。

2. 消防組織

(1) 消防団

消防団は、久留米広域消防本部と連携をとりながら、適切な消火・救助活動を実施するために必要な組織の整備・改善を図る。

(2) 消防施設の強化

宅地造成、一般住宅の建設等、消防活用範囲の拡大に伴い、久留米広域消防本部、消防団及び消防水利施設の充実・強化を図る。消防用水利については、住宅の密集地等において中継的消防用水槽の必要があるものについては早急に整備拡充する。

3. 防災関係機関

市域を所管する、又は市内にある指定地方行政機関（国の機関）、指定公共機関（公共的機関、公益的事業を営む法人で内閣総理大臣が指定）、指定地方公共機関（公共的機関、公益的事業を営む法人で県知事が指定）は、非常事態発生時における応急対策実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善を図る。

4. 市の業務継続体制

大規模地震等が発生した場合には、市の行政機能も被災する可能性があり平常時の人員・執務環境を前提とした業務を行うことが困難な状況が想定される。また、市の業務が中断した場合には、市民生活や社会経済活動に重大な影響が生じることとなる。このため、地域防災計画に定める災害応急対策業務の着実な遂行と、継続する必要性が高い通常業務の機能停止・低下を最小限に抑え、可能な限り速やかな復旧・復興に努め、市民生活の回復を図る必要があることから、緊急時に災害対策本部の各対策班の担当する業務について、業務の範囲と優先順位及び必要な事項を定め、緊急時における様々な状況に対応して適切な行動の選択を可能にすることによって、災害による市民の生命及び生活に係る被害の軽減に向けた適切な対応に資することを目的として、小郡市業務継続計画（BCP）を活用する。

第3節 自主防災組織の活動計画

1. 自主防災組織の活動の方針

自主防災組織とは、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が「自分達の地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自主的に防災活動を行う組織をいう。

大規模な災害による通信、交通等の遮断に起因する防災関係機関の防災活動機能の低下時や災害発生初動等においては、地域住民による自主的な防災活動が災害の未然防止、被害拡大防止のために非常に有効である。

こうした自主的な防災活動を効果的に行うためには、地域の住民、自治会（行政区）、校区防災部会、消防団、民生委員・児童委員、ボランティア等様々な関係者・関係団体が連携して自主防災組織を設置し、平時からお互いに協力しながら防災活動に取り組んでいくことが必要である。

このため、市や久留米広域消防本部は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が連携して初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難所や避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難支援・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進を図るものとする。また、自主防災組織による活動の準拠となる地区防災計画（初動マニュアル）等の作成を推進し、実効的かつ継続的な自主防災力の充実・強化を図る。

2. 自主防災組織の設置及び育成

自主防災組織の組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に必要な助言及び指導等を行う。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

3. 自主防災組織の組織づくり

自治会（行政区）ごとに自主防災組織を設置していくことを基本とし、次のような方法により組織づくりを進めるものとする。また、地域防災リーダー等の人材育成にも努める。

- (1) 自治会（行政区）の自治組織に、自治会活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織を設置する。
- (2) 地域で防災活動を行っている組織や団体の充実・強化を図り、自治会（行政区）と協力して自主防災組織を育成する。
- (3) 校区防災部会との連携を図り、校区単位における自主防災組織相互の連携・強化を図る。
- (4) 自主防災組織の迅速かつ的確な防災活動に資するための防災資機材の整備を図る。
- (5) 災害時における情報伝達、避難支援、初期消火、救出救護活動等が迅速に行えるよう、市や防災関係機関との協力要請、活動支援等について必要な措置を講ずる。

4. 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動内容

- ① 自主防災組織における防災体制の構築

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織の構成員各自の役割をあらかじめ定めることとする。

- ア. 地域及びその周辺の危険箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
- イ. 災害発生時における自主防災組織の任務分担に関すること。
- ウ. 防災訓練の実施及び防災関係機関が行う訓練への積極的な参加に関すること。
- エ. 地域での各班、各世帯及び防災関係機関等への連絡方法、情報伝達に関すること。
- オ. 防災資機材等の配置場所の周知及び点検整備に関すること。
- カ. 避難情報等の情報伝達、避難場所、避難経路及び避難支援に関すること。
- キ. 負傷者の救出、搬送、救護所の開設及び運営に関すること。

②防災知識の普及

正しい防災知識を地域の住民一人ひとりが持つよう、必要に応じて、市・校区防災部会等と連携を図りながら、講演会、研修会、避難訓練その他各種地域イベント等のあらゆる機会を活用し、住民への啓発を行う。

主な啓発内容は、災害に関する知識、災害時の心得、平常時における防災対策、自主防災組織の活動とその役割等とする。

③防災訓練の実施

地域防災訓練、その他の避難訓練等において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、地域の住民や校区防災部会、企業・事業所等、他の防災関係機関との連携を図ることとする。また、避難行動要支援者の避難支援に係る訓練の実施に努める。

- ア. 情報の収集及び伝達の訓練
- イ. 出火防止及び初期消火の訓練
- ウ. 避難訓練
- エ. 救出及び救護の訓練
- オ. 食料の調達及び炊き出しの訓練

④地域内備蓄の整備

災害時には流通機能が停止したり、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが想定されることから、講演会や研修会、避難訓練等を通じて、地域内において必要な食料、飲料水、防災用資機材及び応急手当用品等の備蓄品を整備するよう努める。

⑤防災マップの作成

地域の危険箇所や災害時に有用となる施設や設備等を事前にチェックし、地図に作成して掲示又は各戸配布することにより、地域住民の避難行動の迅速・的確化を図るとともに、一人ひとりの防災意識の向上を図る。

⑥他の防災関係機関との連携

校区防災部会や地域における各種団体、組織、地域内の事業所の防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体等との連携を密にし、地域での総合的な自主防災活動の推進に努める。

(2) 災害発生時の対応

①初期消火

戸別の家庭に対し、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器やバケツを活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

②情報の収集及び伝達

自主防災組織は、地域内で発生した災害の被害状況を迅速かつ正確に把握し、市や防災関係機関に報告するとともに、住民にも情報を提供して不安を解消するなど、的確な情報の収集及び伝達に努める。

③救出及び救護の実施

建物の崩壊等により住民の救出が必要な状況が発生したときには、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を活用して速やかな救出活動の実施に努める。また、自主防災組織の救出活動では救出できない状況においては、防災関係機関の救出活動に委ねるものとし、防災関係機関の救出活動の円滑な実施に必要な協力を行う。

負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者は速やかに救護所等へ搬送するものとする。

④避難の実施

災害における避難情報等が発令された場合は、地域住民に対して速やかに情報の伝達を図り、迅速に避難場所に誘導する。避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア．避難誘導責任者が確認すべき事項

市街地・・・・・・・・火災、落下物、崩壊、危険物等

浸水地域・・・・・・・・外水氾濫、内水氾濫による浸水被害

イ．迅速な避難行動がとれるよう必要最小限の非常持ち出し品

ウ．自力で避難行動をとることが困難な避難行動要支援者に対する避難支援

⑤炊き出し及び救援物資の配布等の協力

災害の規模によっては避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の配分が必要になることから、これらの活動を円滑に行うため、地域の自主防災組織が炊き出しを行うほか、市や防災関係機関からの給水、救援物資の配布に協力をする。

5. 事務所・施設等自衛消防組織等

久留米広域消防本部は、法令により設置が義務付けられている自衛消防組織について、設置の徹底を図るとともに、組織の要員の資質向上を図る。

6. 防災士、防災リーダー等の防災人材や民間防火組織の育成・強化

地域・自主防災組織におけるリーダーとなり得る防災士資格保有者の育成を支援するとともに、市で毎年実施する防災リーダー講習会修了者を認定する防災リーダーの育成と防災セミナーの開催による防災リーダーの識能の維持・強化により、地域・自主防災組織の育成・強化を図る。また、市及び久留米広域消防本部は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防災組織として、地域に密着した幼年消

防クラブ、女性防火クラブ等の組織づくりと育成強化に努める。

7. 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

消防団が地域住民により構成される消防機関であることから、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりする等、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。また、市及び久留米広域消防本部は、消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練その他の活動の充実を図るよう努める。

8. 地区防災計画（初動マニュアル）等

- ・三国が丘1区地区防災計画【三国が丘1区自主防災会】

第4節 企業等防災対策の促進計画

1. 企業等の防災対策

企業等は、災害時における従業員との連絡方法を定め、3日分以上の備蓄等を推進し、災害が発生した場合には、地域住民と協力し、周辺地域における防災活動を協働で行うこととする。

2. 防災訓練

市は、防災訓練等の機会を捉え、企業等に対し、訓練への参加等を呼びかける。

3. 事業継続計画（BCP）の普及啓発

市は、企業等に対して、事業継続計画の策定の普及啓発に努める。

※ 事業継続計画＝国や地方自治体、企業等が、自然災害などの緊急事態に備えて、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

4. 事業所との消防団活動協力体制の構築

市は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

※ 消防団協力事業所表示制度＝消防団に対して、事業所が、市町村等の定める協力を行っている場合に、事業所の申請又は市町村等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

第5節 防災知識の普及計画

1. 防災知識の普及

(1) 市職員に対する教育

市は、平常時の的確な地震防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。

①教育の内容

ア. 災害に関する知識

- ・災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
- ・当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度
- ・過去の主な被害事例

イ. 防災計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担

ウ. 職員として果たすべき役割（任務分担）

エ. 初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等）

オ. 防災知識と技術

カ. 防災関係法令の運用

キ. その他の必要な事項

②教育の方法

ア. 新任研修

イ. 職場研修

ウ. 研修会、講習会、講演会等の実施

エ. 見学、現地調査等の実施

オ. 防災活動手引等印刷物の配布

なお、新任研修、職場研修は、次の要領で実施する。

ア. 新任研修

任命権者は、あらたに職員として採用された者に対して、新任研修を実施する。研修は、通常の新任職員研修の一項目として行う。

イ. 職場研修

各職場においては、防災訓練等にあわせて、次の項目に重点を置いた研修を実施する。

- ・各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
- ・各職場の初動時の活動要領の確認

(2) 一般住民に対する啓発

市及び久留米広域消防本部は、住民に対し、災害時の被害想定結果などを示しながら、その危険性を周知させるとともに、地震発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震及び防災に関する知識の普及啓発を図る。

その際には、避難行動要支援者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

①啓発の内容

- ア. 災害に関する基礎知識、災害発生時に具体的にとるべき行動に関する知識
- イ. 過去に発生した災害被害に関する知識
- ウ. 備蓄に関する知識
 - ・ 3日分以上の食料、飲料水等の備蓄
 - ・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- エ. 住宅等における防災対策に関する知識
 - ・ 住宅の耐震診断と補強、防火に関する知識
 - ・ 家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下やブロック塀の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識
- オ. 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動
- カ. 山・がけ崩れ危険予想地域、浸水想定区域等に関する知識
- キ. 緊急地震速報、防災気象情報、避難指示に関する知識
- ク. 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- ケ. 避難生活に関する知識
- コ. 応急手当方法等に関する知識
- サ. 早期自主避難の重要性に関する知識
- シ. コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- ス. 災害時の家族内の連絡体制の確保
- セ. 災害情報の正確な入手方法
- ソ. 避難行動要支援者への配慮
- タ. 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- チ. 出火の防止及び初期消火の心得
- ツ. 水道、電力、ガス、電話などの災害時の心得
- テ. その他の必要な事項

②啓発の方法

- ア. テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
- イ. 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- ウ. 映画、ビデオテープ等の利用
- エ. 各種相談窓口の設置
- オ. 防災士を通じた啓発
- カ. 講演会、講習会の実施
- キ. 防災訓練の実施
- ク. インターネット（ホームページ）の活用
- ケ. 各種ハザードマップ等の利用
- コ. 広報車の巡回による普及
- サ. 市街地における想定浸水深等の表示（標識の設置）

(3) 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒が、発達段階に応じて、知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

①防災に関する知識の習得

- ア. 学習指導要領に基づき、各教科等、総合的な学習の時間及び特別活動を通じた学習指導の充実
- イ. 自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実
- ウ. 先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実

②周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

- ア. 日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成
- イ. 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施
- ウ. ボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

③防災管理・組織活動の充実・徹底

- ア. 校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置
- イ. 教職員研修の充実
- ウ. 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実
- エ. 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

(4) 防災上重要な施設の管理者等の教育

久留米広域消防本部は、防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処し得る自主防災体制の強化を図る。

①指導の内容

- ア. 防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
- イ. 災害の特性及び過去の主な被害事例等
- ウ. 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安全管理
- エ. パニック防止のための緊急放送等の体制準備
- オ. 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

②指導の方法

- ア. 防災上重要な施設の管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- イ. 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
- ウ. 防災上重要な施設の管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
- エ. 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導

書、パンフレット等を配布する。

2. 防災知識の普及に際しての留意点等

市及び久留米広域消防本部は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施するものとする。

さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

第6節 防災訓練の実施計画

市は、久留米広域消防本部等防災関係機関と連携し、防災計画が災害時に十分活用され的確に遂行できるように、防災訓練を実施し、防災体制の整備、防災意識の普及等を図るものとする。

1. 総合防災訓練

災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て、地震・大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部の設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水・給食等の各訓練を総合的に実施する。

また、実施に当たっては、多数の住民の参加を募るとともに、自主防災組織、非常通信協議会、要配慮者利用施設、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図り、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の避難行動要支援者に充分配慮するものとする。

2. 各種訓練

(1) 災害対策本部設置運営訓練等

災害時における災害対策の万全を期するため、災害対策本部設置運営訓練等を実施し、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練を行うものとする。

(2) 消防訓練

久留米広域消防本部及び消防団は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常招集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

(3) 非常通信訓練

災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

(4) 医療救護訓練

災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するように、日頃から実践に即した訓練等を実施する。

訓練の方法としては、具体的な災害設定を行い、災害発生直後の医療情報の通報・収集や要請・指令に基づく医療救護班の緊急出動、傷病度合いによる選別等や症例に応じた応急医療など、図上訓練を含め、実際に即した医療救護訓練を実施する。

(5) 避難誘導訓練

災害時における避難情報及び立ち退き等の円滑かつ迅速及び確実を期するため、市が中心となり、警察署、久留米広域消防本部、消防団及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び住民の協力を得て実施する。

(6) 災害情報等配信システム定期配信訓練

市で設置する災害情報等配信システムの理解促進と防災意識高揚のため、登録者に対する定期的な配信訓練を実施する。

(7) 職員の災害時登庁訓練

大規模災害時において通勤手段が制約される中での職員の登庁訓練を実施して、職員の防災意識の高揚と災害対応における即応性の向上を図る。

3. 住民の訓練

市は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上を資するため、久留米広域消防本部及び消防団と連携し、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、避難行動要支援者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

- (1) 避難訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 避難行動要支援者の避難支援訓練
- (4) 応急救護及び搬送訓練
- (5) 図上訓練
- (6) 情報の収集及び伝達訓練
- (7) 応急給水、食料調達、炊き出し訓練
- (8) その他地域の特性に応じた必要な訓練

4. 防災訓練に際しての留意点等

市及び久留米広域消防本部は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。

また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、緊急地震速報の発表時や災害発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

さらに、訓練の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

5. 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を防災計画の改訂や次回訓練の際に有効に活用する。

第7節 市街地の整備計画

市は、建築物の耐震・不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業等により過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難経路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

1. 方針

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

2. 防災空間の確保、整備、拡大

都市公園の整備を進め、避難地の確保、火災の延焼防止、救護活動の円滑な実施を図る。

3. 避難地等の整備

災害時に住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路を次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知させるものとする。

(1) 避難地

- ①火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。
- ②危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
- ③浸水等の危険のないこと。
- ④避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
- ⑤一定期間の避難者の応急救護活動が実施できること。

(2) 火災に対する避難圏域（広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲）

- ①広域避難地等収容可能人口は、避難者1人当たりの必要面積をおおむね1㎡以上として算定すること。
- ②火災に対する避難圏域の境界は、原則として行政区単位とすること。
- ③広域避難地等収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するものとし、広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。
- ④火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では避難地等収容可能人口に余裕をもたせるものとする。

(3) 避難路

- ①沿道に耐火建築物が多いこと。
- ②落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。

- ③広域避難地等の周辺では、できるだけ進入避難路を多くすること。
- ④自動車の交通量が比較的少ないこと。
- ⑤危険物施設等に係る火災、爆発等の危険性が少ないこと。
- ⑥耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- ⑦浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- ⑧通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること。

(4) 避難地標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識を設置するとともに、避難地を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じ必要な広域避難地についてランド・マークを設置する。

(5) 給水施設

- ①広域避難地内又は周辺の浄水場、配水場の貯留水を利用するために必要な機材（ポンプ等）を整備する。
- ②広域避難地内又は周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。
- ③必要に応じ大型耐震性貯水槽を設置する。

(6) 応急救護所等

広域避難地における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、広域避難地内部の整地、公用用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設を整備する。

(7) 進入口

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある広域避難地について、進入口の拡幅、増設を行う。

4. 避難路の安全確保

市は、次により広域避難地等への安全確保を図るものとする。

(1) 火災に対する安全性の強化

- ①避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。
- ②必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。

(2) 主要道路における施設等の整備

主要道路については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置をとる場合に必要な施設等を整備する。

(3) 危険物施設等に係る防災措置

- ①危険物施設等
避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。
- ②上水道施設
避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化

するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。

(4) その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

第8節 建築物及び文化財等災害予防計画

1. 建築物災害予防対策

災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を確保するよう配慮するものとする。特に公共建築物については、不燃化を進めるとともに一般建築物の基準以上の耐震性の向上に努め、老朽施設の更新、補強を進めるものとする。

また、民間施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、耐震性の強化を促進するものとする。

2. 液状化対策

アセスメント調査では、乙隈地区、干潟地区、横隈地区、三沢北部地区で液状化の危険性が高いと予測されている。

このため、公共土木構造物や道路・地中埋設管等のライフライン施設について、液状化対策を実施し、地震時の機能障害を最小限にするよう努める。

また、住民に対し、液状化現象やその危険地域の情報を提供し、液状化対策の必要性の理解を深め、防災意識の向上を図る。

3. 建築物等の耐震性の確保

市は、各種建築物の耐震性の向上を図るため、「小郡市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・改修をはじめとする施策を積極的に推進する。

(1) 既存建築物の耐震性の向上の促進

①庁舎等

ア. 既存市有施設の耐震性の向上の促進

イ. 市有施設の耐震安全性の目標確保

ウ. 既存の木造施設の不燃堅ろう化

②教育施設等

ア. 既存の耐震耐火構造でない校舎部分については、順次耐震耐火構造による改築を図る。

イ. 老朽施設については、更新、補強を図る。

ウ. 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

③公営住宅

市営住宅については、特殊な構造で当面の除去予定のないものについては、順次耐震診断を行い、必要に応じて改修に努める。

④社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強を図る。

(2) 防災上重要な公共施設の耐震化

避難収容施設等の応急活動の拠点となる防災上重要な公共施設等については、市は、耐震点検調査を実施し、当該施設の重要度を考慮して、順次耐震補強に努める。

(3) 公共施設及び危険物施設の点検整備等

市及び施設管理者は、道路、河川、ため池、急傾斜地崩壊防止施設等公共施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行う。

また、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進する。

4. 落下物の防止対策

大規模な災害時には、屋外広告物や建築物外壁、建物内の落下による被害が予想されるため、設置者に対して維持管理の面から落下防止の指導を行う。

(1) 学校校舎

校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全と避難通路が確保できるように十分配慮する。

(2) 社会福祉施設、病院、保育所等

施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように十分配慮する。

(3) 庁舎

施設管理者等は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。

5. 文化財災害予防対策

市及び久留米広域消防本部は、文化財を災害から保護するため、防災意識の向上、防災施設の整備を図るものとする。

(1) 文化財に対する住民の防災意識の向上及び愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。

(2) 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。

(3) 火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。

①防火管理体制の整備

②環境の整備

③火気の使用制限

④火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施

⑤自衛消防隊の組織の確立とその訓練

⑥火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施

(4) 防火施設等、次の事項の整備の推進、耐震診断、耐震補強及び環境保全とそれに対する

助成措置を行う。

①消火施設

②警報設備

③その他の設備

(5) 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。

(6) 古墳、遺跡等の点検整備を行う。

第9節 土砂災害防止施設等の整備計画

1968年十勝沖地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、1978年宮城県沖地震、1984年長野県西部地震、1995年阪神・淡路大震災、2004年新潟県中越地震、2011年東日本大震災等の地震では、地震に伴う山崩れ、がけ崩れ、宅地造成地の崩壊などの土砂災害により、大きな人的・物的被害を出している。

そのため、市は、地震による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を把握し、危険な箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。

特にソフト面では、県が土砂災害警戒区域等の指定をし、市は、それに基づき警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。

1. 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

ハザードマップに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を掲載するとともに、市内全世帯及び関係機関にハザードマップを配布し、関係住民・機関に危険箇所を周知する。

(2) 自主防災組織の育成

市及び久留米広域消防本部は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努める。

(3) 避難に係る警報装置等の整備

市及び関係機関は、急傾斜地崩壊危険区域内の住民の避難が円滑に実施されるよう、簡易雨量計、警報装置等の整備に努める。

(4) 急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施

市は、小郡警察署及び小郡市消防団と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について、梅雨期、台風期、また、豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等についての的確に把握しておく。

特に、雨量については、各危険区域近傍に設置する簡易雨量計等により、自主的な観測体制を整える。

(5) 情報の収集及び伝達体制の整備

①情報の収集

市及び関係機関は、日頃から、過去の経験をもとに、どの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。

②情報の伝達

市は、急傾斜地崩壊危険区域に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険区域における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実施者に夜間の緊急な伝達方法も十分に配慮しておく。

2. 地すべり対策

(1) 行為の制限

地すべり防止区域内においては、地すべりの防止を阻害したり、助長し、若しくは、誘発する原因となる行為は、「地すべり等防止法」第18条に基づき行為の制限を行う。

(2) 避難体制等の整備

市は、住民が安全な避難を行えるよう、ハザードマップに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を掲載し、また、市内全世帯及び関係機関にハザードマップを配布し、関係住民・機関に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

なお、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難情報等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

(3) 地すべり防止工事の実施

地すべり対策事業の実施により、地すべり防止に努める。

3. 土砂災害防止法の推進

(1) 土砂災害の定義

「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因として、住民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

(2) 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

市は、防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を印刷物等（ハザードマップ等）により住民に周知する。

4. 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

(1) 避難誘導対策

市は、土砂災害警戒区域等を印刷物等により市民に周知するとともに、自主防災組織と適切な避難経路を検討し、避難誘導の徹底を図る。

(2) 避難計画

市及び久留米広域消防本部は、自主防災組織と連携を図りながら避難訓練を行うとともに、土砂災害警戒区域内の住民に対し、印刷物等を活用した適切な避難訓練が実施できるよう必要な指導・助言等を行う。

(3) 指定緊急避難場所等

指定緊急避難場所等は「第2章 第17節 避難体制の整備計画」(P62)によるものとする。

(4) 土砂災害情報等の伝達

土砂災害情報等の伝達は、「第2章 第15節 広報体制の整備計画」(P60)によるものとする。

(5) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における対策

土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所有者又は管理者は、土砂災害防止法第8条第1項第4号の規定に基づき、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を作成し訓練を実施する。

避難確保計画

①避難確保計画で定める事項

- ・土砂災害が発生するおそれがある場合の防災体制に関する事項
- ・土砂災害が発生するおそれがある場合の誘導に関する事項
- ・土砂災害が発生するおそれがある場合の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ・土砂災害を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

②避難確保計画等の報告

避難確保計画を作成・変更したときは、その旨小郡市に報告する。

③要配慮者利用施設への情報伝達方法

市が運用している災害情報等配信等システムに要配慮者利用施設の管理者等を登録し、メール等を用いて気象情報や河川の水位情報、避難情報等の災害に関する情報伝達を行う。

第10節 交通施設の安全対策計画

道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。

1. 道路施設

(1) 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク

ハザードマップに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を掲載するとともに、市内全世帯及び関係機関にハザードマップを配布し、関係住民・機関に危険箇所を周知する。また、市のホームページに過去の大雨時における冠水実績に基づく「大雨時の道路冠水警戒・注意マップ」を掲載して、関係住民・機関に危険箇所を周知し、交通路における災害防止を図る。

①緊急交通路

あらかじめ震災等大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という）を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

②緊急輸送道路ネットワーク

緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点を相互に連絡する道路を選定し、その耐震性、安全性の強化に努めるものとする。

(2) 市道の震災予防対策

①道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。

②橋梁の整備

震災時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、橋梁の耐震補強を行う。

また、緊急輸送道路を優先するが、それ以外の橋梁についても順次耐震補強を実施する。

③拠点の整備

大規模震災時に道路の早期啓開ができるよう、必要な機能の整備を実施する。

④道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めるとともに、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておくものとする。

第11節 上下水道施設等の安全対策計画

水道事業者は、水道施設について、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

下水道施設については、急激に進む市街化に対応し、浸水被害等の被害を防止するため、雨水、汚水の迅速な排除が行えるよう、また、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道管理者は、下水道施設の設計及び施工に当たっては耐震対策を講じ、施設の整備増強を図る。

また、ため池については、決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池について、県への申請などの働きかけを行い、県営ため池等整備事業、団体営ため池等整備事業等で整備を推進する。

1. 上下水道施設の安全対策

(1) 上水道施設

水道事業者における水道施設の整備については、「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会刊）等により、施設の耐震化を推進する。

また、水道ごとに、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保などを含め必要な施設の整備増強を図る。

(2) 下水道施設

①耐震性の強化

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、老朽管等については、必要に応じて補強、布設替、改築工事を推進する。また、新設の下水道施設については、日本下水道協会が制定した「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、耐震性の強化を図る。

②情報交換の迅速化

終末処理場においては、管理者である県と情報交換を行い、連携を図るとともに、河川管理者との情報交換を行い、総合的な浸水防止対策を図る。

③動力源の確保

地震時においては、停電等による二次的災害を考慮して、最小限として排水機能を確保するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

2. ため池施設の安全対策

ため池の管理者である市及び水利組合等は、県と連携し、ため池を調査し、安全対策の指導及び防災情報連絡体制の確立を図る。

第12節 応援体制の整備計画

大規模災害時における応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関と相互応援協定を締結する等、平常時より体制を整備しておくものとする。また、被災地外の地方公共団体や防災関係機関をはじめ企業、ボランティア団体等による支援が災害対応に果たす役割は大きくなっており、外部からの支援を効果的に活かすための受援体制を事前に準備するとともに、発災時の円滑な運用のために、あらかじめ具体的に支援の受入れに係る事項を明文化し職員が理解しておく必要がある。このため、今後発生のおそれがある大規模災害に備え、外部からの支援を効果的に受け入れるための「小郡市災害時受援計画」に基づき効率的かつ円滑な受援に資する。

また、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮するものとする。

1. 相互協力体制の整備

福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、隣接市町村との協力応援体制についても整備を推進する。

現在、協定を締結している市町村は次のとおりである。

福岡県久留米市	福岡県筑紫野市
福岡県大刀洗町	福岡県筑前町
佐賀県鳥栖市	佐賀県基山町

2. 国土交通省九州地方整備局との応援協定

大規模な災害が発生した場合に、県を通さずに直接国へ支援要請を行うことによって、迅速かつ広範囲に災害対応が図られるよう、大規模な災害時の応援に関する協定書を締結する。

3. 自衛隊との連携体制の整備

防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

連絡先	陸上自衛隊小郡駐屯地第5施設団本部第3科
住所	小郡市小郡2277番地
電話	0942-72-3161

4. 民間との協力体制の整備

災害時には、民間業者や市内団体からの物資の協力が必要となる事態が予想されるので、あらかじめ関係団体・企業等と協議し、物資の優先的供給等の業務の内容、協力方法についての協定の締結を促進する。

また、協定を締結した場合は、必要に応じて内容等の見直しを図るものとする。

5. 防災関係機関の連携体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

また、市は、専門的知見や経験を有する人材の派遣、ボランティア等の支援力の活用、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

6. 広域応援拠点等の整備

市は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備する。

第13節 災害救助法等の運用体制整備計画

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備しておくものとする。

1. 災害救助法等の運用の習熟

(1) 災害救助法運用要領の習熟

市は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 必要資料の整備

市は、「災害救助の運用と実務」（第一法規出版）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておくものとする。

2. 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け、災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第14節 情報収集・伝達体制の整備計画

1. 通信手段の確保

(1) 防災行政無線

- ①災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線等の整備・充実を図る。
- ②防災行政無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立を図る。
- ③住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の整備・充実を図る。
- ④災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の整備・充実を図る。
- ⑤主要防災関係機関への通信回路を設置する。
- ⑥防災行政無線と全国瞬時警報システム（J-A L E R T）との接続等により、緊急地震速報をはじめとする災害情報を瞬時に伝達するシステムの構築を図る。

(2) 災害時優先電話

災害時優先電話の配備・指定について、N T Tに要請し、緊急連絡体制の確立を図る。

(3) 災害時における情報収集用電話の増設

市民、関係機関等からの災害に関わる情報を、より多く収集するとともに、災害対応に当たる職員の業務を効率的に遂行するため、情報収集専用の電話回線を増設して情報収集要員を配置する。

2. 通信施設の整備

(1) 有線通信施設

機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図るとともに、大幅な通信の輻輳の影響を受けない専用回線網の整備を図る。

(2) 無線通信施設

機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図るとともに、特に共通波の使用に際しては、電波の混信をさせないための通信統制計画を図る。

3. 無線従事者の確保

大規模な災害が発生した場合に、通信機能を有効に活用できるように、平常時から市職員の教育・育成を積極的に推進し、無線従事者の増員確保を図る。

また、各通信系統の通信方法、通話試験方法、通常点検及び随時点検の実施方法、総合点検の実施方法等をマニュアル化する。

4. 民間との協力協定の促進

民間の無線従事者からの情報提供等に備えて、市内のアマチュア無線クラブ、タクシー無線取扱業者等の把握に努めるとともに、災害時の協力協定の締結を促進する。

5. その他の通信設備

インターネットを介した情報伝達手段として ASP サービスを活用した災害情報等配信シス

テムを構築し、市職員及び関係団体・機関等の登録者に対して、気象情報、災害情報、避難情報等のメール配信・電話による伝達を行う。また、携帯電話を活用した現地情報の収集・共有手段について検討する。

第15節 広報体制の整備計画

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して、迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

1. 運用体制の整備

市は、次により広報体制の整備を図るとともに、被災者への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の整備を図るとともに、メール、携帯電話等での情報発信、通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール）や広報車等の活用も含め、多様な情報伝達手段の整備に努め、住民に対し、複数の手段を有機的に組み合わせて災害に関する情報を伝達する。また、身体障害者（視覚障害、聴覚障害等）や高齢者への情報伝達に関しては、身体状況等に応じて配慮が必要であるため、行政区・自主防災組織等と連携した情報伝達により避難支援の推進を図る。

- (1) 防災メールまもるくん、エリアメール等による配信
- (2) テレビ、ラジオ放送、市HP等による広報
- (3) 市、消防関係（消防署、消防団）、警察関係の広報車による広報
- (4) 行政区長、自主防災組織等に対するメール、電話、FAX等による伝達
- (5) 警鐘、サイレン等による伝達

2. 関係機関の連絡体制の整備

市は、広報活動及び広聴活動を行うに当たっては、他の関係機関との連携を図りながら実施する。

3. 報道機関との連絡体制の整備

市は、災害時の広報について報道機関（ケービレッジ、ドリームスエフエム等）との連携体制を構築する。

第16節 救出救助体制の整備計画

震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材を整備しておく。

1. 救出救助体制の整備

(1) 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠すべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

市及び久留米広域消防本部は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

(2) 救出救助体制の整備

市及び久留米広域消防本部は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

2. 救出用資機材の整備

市及び久留米広域消防本部は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を計画的に整備する。また、重機等については建設業者の所有する機材を借り上げる等協力体制を整備する。

3. 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育指導

市及び久留米広域消防本部は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

4. 避難行動要支援者に対する救出救護体制の整備

市及び久留米広域消防本部は、一人暮らしの高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

5. 医療機関との連携体制の整備

市及び久留米広域消防本部は、医療行為を行う医療機関と連携した救出救助を行うため、連携体制の整備を行う。

第17節 避難体制の整備計画

市は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、安全・的確に避難行動・活動を行えるよう必要な体制を整備しておくとともに、避難地、避難路等の選定及び整備を行い、計画的避難対策の推進を図る。

1. 避難体制の整備

災害時、避難が必要な場合として、おおむね次のような事態が想定される。

- ①家屋密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合
- ②台風により、一時的に居住の危険がある場合
- ③降雨による堤防、ため池の決壊、土砂災害等の危険がある場合
- ④床上浸水、家屋損壊等により住家が被害を受け、居住を確保する必要がある場合

こうした場合に、住民が適切に避難できるよう、次の点について避難体制の整備を図っていくものとする。

(1) 指定緊急避難場所等の指定・整備

市は、あらかじめ市内の小・中学校、校区コミュニティセンター等の公共施設を中心に、切迫した危険から逃れるための指定緊急避難場所、大規模災害によって、指定緊急避難場所等が周辺の延焼拡大により危険になったときの最終的な避難場所となる広域避難場所、一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための指定避難所及び、避難者の症状悪化や健康被害等を防ぐ目的で、高齢者や避難行動要支援者に対して特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行う。

また、福祉避難所の指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、社会福祉施設、特別支援学校等の施設を対象に整備を図っていく。(指定緊急避難場所等の一覧は、別表1, 2, 3参照のこと。)

- (2) 地域における一時避難場所、自主避難場所の確保
- (3) 物資備蓄機能、応急救護機能、情報伝達機能等防災拠点としての施設整備
- (4) 避難所等の住民への周知
- (5) 避難所等の開設・運営体制の整備（マニュアルの作成等）
- (6) 避難所等として公共施設及び民間施設の利用及び提供に関する協定の締結

2. 避難路の整備

地域住民その他の安全な避難を確保するため、避難路の整備に努める。

- (1) 避難路を選定するに当たっては、危険区域及び危険箇所は努めて避け、広い幅員を確保し歩道を整備する。
- (2) 誘導標識、誘導灯の設置を検討し、その維持に努める。
- (3) 避難路上の障害物件の除去等について検討し、避難路沿道の安全化の促進を図る。

第18節 輸送体制の整備計画

1. 輸送車両等の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、公用車から災害対応優先車両を指定して確保するとともに、あらかじめ輸送機関との協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

2. 輸送施設・輸送拠点の整備

市は、緊急輸送道路ネットワークの状況を踏まえ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

また、緊急時における輸送の重要性に鑑み、上記の輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮するものとする。

第19節 医療救護体制の整備計画

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ、即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。

1. 情報収集・連絡体制の整備

市は、発災時における医療救護活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

2. 医療救護班の整備

市は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、地区医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定に基づいて、あらかじめ救護班を編成する。

3. 住民等の自主的救護体制の整備

大規模地震時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、市及び久留米広域消防本部は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

第20節 避難行動要支援者対策計画

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等（以下「避難行動要支援者」という。）は、緊急時に自力で迅速な避難行動をとることが難しいことから、こうした避難行動要支援者に対する支援については、平常時から防災対策及び安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、市及び防災関係機関等は、避難行動要支援者の支援体制づくりとして、避難行動要支援者の把握、的確な情報伝達手段の確保、防災知識の普及啓発及び適切な避難支援等を推進する。その際、男女のニーズの違いに十分配慮するよう努める。

1. 基本的な考え方

避難行動要支援者においては、「自助」による避難等安全確保が難しいことに加え、災害発生時における「公助」での個別具体的な支援には限界がある。このことから、避難行動要支援者の支援に当たっては、地域の行政区・自主防災組織等による「共助」の活動を基本とし、地域に根ざした幅広い団体から避難支援者の参画を促し、地域社会の連携強化を推進することにより、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を図るものとする。

市や防災関係機関においては、計画等の策定や関係機関相互の連携強化を図ることなどにより、災害発生時における迅速な公助による支援体制の構築に努めるものとする。

地域においては、平常時から市、行政区、自主防災組織等、福祉関係者等の役割分担を明確にしつつ、災害時の連携体制について確認しておくこととする。また、避難行動要支援者も、地域での避難訓練等を通じて、自宅から避難場所等までの避難経路を確認しておくよう努めることとする。

2. 避難行動要支援者の範囲

市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者を基準とする。ただし、避難支援を希望しない者を除く。

	区 分	要 件
①	高齢者	70歳以上の独居の者 75歳以上の高齢者のみの世帯の者 介護認定が要介護3以上の者
②	身体障害児・者 (視覚・聴覚・言語・内部障害、肢体不自由)	身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
③	知的障害児・者	療育手帳Aの交付を受けている者
④	精神障害児・者	精神障害者福祉手帳1級の交付を受けている者
⑤	難病患者	特定疾患認定患者
⑥	その他	妊産婦、乳幼児
⑦	上記以外で、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難で避難支援を希望する者	

3. 避難行動要支援者避難支援計画

避難支援計画は、全体的な支援方針等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの避難支援方法を定めた「個別避難計画」により構成する。

(1) 全体計画

避難行動要支援者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別避難計画」の作成方針等の基本的な事項について定める。

(2) 個別避難計画

全体計画に基づき、支援のために必要な個人情報や、地域の自主防災組織等や市等の関係機関で情報共有を行うことに同意したうえで、避難行動要支援者名簿に登録した者一人ひとりについて、資料編に定める様式にその状況や避難支援方法を個別具体的に定める。

4. 情報の収集、利用及び提供

避難行動要支援者の避難誘導、安否確認又は避難後の避難所等における支援等を適切に行うためには、平常時より避難行動要支援者の情報収集と把握に努め、災害時には実際に支援活動を行う関係機関との情報共有が必要不可欠である。また、収集した情報は適宜更新を行う等実態に即したものでなければならない。

平常時における避難行動要支援者の情報収集については、避難行動要支援者のプライバシーに配慮しつつ、本人からの登録申請を基本とし、日頃からの見守り活動や福祉事業等と連携することで、効率的かつ適正な手段により行う。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、関係機関から必要な範囲内で、避難行動要支援者の氏名、住所、生年月日、緊急連絡先、身体状況など基本的な個人情報について収集を行い、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、避難支援に必要な情報を適宜更新することとする。

(2) 登録申請

小郡市個人情報保護条例（平成17年小郡市条例第29号）第7条第2項第2号に基づき、避難行動要支援者の本人同意を原則として情報収集を行い、全体計画における登録申請書に基づき避難行動要支援者名簿を作成する。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供

災害発生時において、円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、平常時から避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。ただし、本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

(4) 避難行動要支援者名簿を提供する場合の情報漏えい防止措置

避難行動要支援者名簿を提供するに当たっては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図れるように次の措置を講じるものとする。

①避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者

- に対しては、その地域における避難行動要支援者の担当部分の名簿のみを提供すること。
- ②施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
 - ③避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないように指導すること。
 - ④災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

5. 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し周知する。

(1) 避難行動要支援者における制度の理解

一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと併せて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

(2) 自主防災組織等における制度の理解

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。

6. 避難行動要支援者世帯における防災対策

(1) 防災指導の強化

市は、避難行動要支援者の支援体制を構築するため、自主防災組織及び福祉関係者等と連携を図り、事業の理解及び促進を図るための説明等を随時行う。

(2) 家庭用防災機器の普及啓発

社会福祉協議会の救急医療情報キット事業等の普及啓発を図るとともに、家庭内において非常持ち出し品や家庭用防災機器の準備を行うよう指導を行う。

7. 社会福祉施設、病院等における防災対策

(1) 防災設備の設置促進等

久留米広域消防本部は、スプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び維持管理の指導を図る。

(2) 防火管理体制の強化

久留米広域消防本部は、夜間を想定した避難訓練等の実施を指揮し、夜間における防災管理体制の強化を図る。

8. 幼稚園等における防災対策

市及び久留米広域消防本部は、幼稚園・保育所等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

9. 外国人に対する防災対策

外国人の災害時における行動力を高めるため、標識への外国語併記等の整備を進めるとともに、防災対策のパンフレット配布等を積極的に推進する。

第21節 備蓄体制の整備計画

1. 基本的な考え方

本計画における災害時の備蓄体制の構築については、①自助（自らの力で行う）、②共助（事業者や自主防災組織等が助け合う）、③公助（公的機関が支援を行う）の考え方により実施することとする。

また、備蓄体制については、市が行う行政備蓄をはじめとして、住民による平時からの家庭内備蓄の促進や地域内備蓄、企業内備蓄、流通在庫備蓄等の考え方を踏まえ、住民・企業・行政が一体となって備蓄体制の整備を推進することを基本とする。

備蓄体制	概要
家庭内備蓄	家庭内備蓄とは、住民が自らの家庭内において3日分以上の食料や飲料水の備蓄を行うなど、日頃から災害時に必要な物資を蓄えておくことをいう。災害時には被災地域における流通機能が停止したり、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが想定されることから、各家庭における備蓄を促進していく必要がある。
地域内備蓄 企業内備蓄	地域内備蓄とは、地域の自治会・町内会や自主防災組織等が平常時の活動において、自主的に地域内において食料や飲料水等の備蓄品を確保しておくことをいう。また、企業等は、災害時における従業員との連絡方法を定め、3日分以上の備蓄等を推進し、災害が発生した場合には、地域住民と協力し、周辺地域における防災活動を協働で行うことが求められる。
流通在庫備蓄	流通在庫備蓄とは、市内の食料品店などの事業所等と市があらかじめ協定等を締結し、災害時に必要な物資（食料や生活必需品等）を調達することをいう。この流通在庫備蓄を活用していくことによって、市全体の備蓄体制の構築に努めるとともに、平時から事業所等との協定書を積極的に締結することによって、円滑な物資の調達体制を確保していくことが必要である。
行政備蓄	行政備蓄とは、市が平時から行う食料等の備蓄をいう。大規模な災害時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者が発生することが予想されることから、行政備蓄として平時から食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な防災資機材等の備蓄を行うことが必要である。

2. 備蓄品目

(1) 食料

食料については、日常生活の主食に近い米飯を中心とし、避難生活をするに当たって必要と思われる物資を備蓄する。また、全アレルギー対応の食料に随時更新していく。

○液体ミルク、おにぎり、かゆ、乾燥スープ、飲料水等

(2) 生活必需品

生活必需品については、避難生活を行う際に必要と思われる物資を備蓄する。

○使い捨て哺乳瓶、紙おむつ（乳幼児用）、介護おむつ（高齢者用）、生理用品、災害用食器等

(3) 避難所資機材

避難所資機材については、各避難所において避難所生活や災害時の応急対策活動等、避難所運営等に必要と思われる防災資機材及び生活資機材を備蓄する。

○救助資機材セット、脚立、ブルーシート、ロープ、ハンドメガホン、懐中電灯、発電機、ガソリン缶、防災用投光器、コードリール、防災用ヘルメット、車イス、リヤカー、担架、ポリタンク、防災倉庫、大型救急箱、毛布、セタロール、おり姫ティッシュ等

(4) 水防に関する防災資機材

水防に関する防災資機材については、風水害や集中豪雨が発生した際に必要と思われる資機材等を備蓄する。

○排水ポンプ、簡易型水中ポンプ、防災ボート、船検用品セット、土のう袋等

3. 備蓄倉庫の体制

(1) 食料及び生活必需品

災害時に避難者の多い避難所への物資の配分を容易にするため、平時からの衛生管理の徹底を図るため、また、保存期限切れの備蓄食料の入れ替えをスムーズに行うために、集中備蓄を基本とするが、緊急時における避難者等への迅速な物資の提供のため、一部で分散備蓄を行う。

(2) 避難所資機材及び水防に関する防災資機材

災害時に速やかに資機材が活用される体制を構築するため、指定避難所を中心に独立型備蓄倉庫の整備を推進することによって、分散備蓄を行うこととする。また、分散備蓄倉庫に配備する品目は、水防に関する防災資機材を除き、原則として統一的な品目とする。

4. 備蓄を推進していく取り組み

(1) 家庭内備蓄、地域内備蓄、企業内備蓄の促進に向けた普及啓発

(2) 流通在庫備蓄の促進に向けた企業・事業所等との協定の締結

(3) 行政備蓄の促進に向けた備蓄倉庫の整備

(4) 季節性、地域特性に配慮した備蓄（ストーブ、扇風機等）

(5) 避難行動要支援者に配慮した備蓄（液体ミルク、おむつ、食しやすい食品、車イス等）

(6) 集団生活に配慮した備蓄（プライバシーの確保のための仕切板等）

(7) 時間の経過を考慮した備蓄（避難生活が長期化した場合に備えたトイレ等）

(8) 避難所等防災拠点を考慮した備蓄

第22節 水害予防対策計画

市及び関係機関は、河川、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。（重要水防箇所一覧は、P134 参照のこと。）

1. 河川の整備

各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施するよう努める。

2. ため池の対策

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、老朽ため池の改修並びに防災上特に重要なため池を中心に点検、整備を行う。また、*防災重点農業用ため池のハザードマップの作成及び公表により住民への周知を図る。

※防災重点農業用ため池：決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

3. 総合的な水害予防対策

総合的な水害予防対策は、「小郡市水防計画」に基づき行うものとする。

4. 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における対策

浸水想定区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所有者又は管理者は、水防法15条の規定に基づき、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を作成し訓練を実施する。

(1) 避難確保計画

① 避難確保計画で定める事項

- ・洪水時の防災体制に関する事項
- ・洪水時の避難の誘導に関する事項
- ・洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ・洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

② 避難確保計画等の報告

避難確保計画を作成・変更したときは、その旨を小郡市に報告する。

(2) 自衛水防組織の設置

洪水時に施設利用者等の迅速かつ円滑な避難を確保し、被害の軽減と拡大の防止を図るため、自衛水防組織の設置に努める。

(3) 要配慮者利用施設への情報伝達方法

市が運用している災害情報等配信等システムに要配慮者利用施設の管理者等を登録し、メール等を用いて気象情報や河川の水位情報、避難情報等の災害に関する情報の伝達を行う。

浸水想定区域内にある要配慮者が主として利用する施設は、資料編のとおり。

第23節 住宅の確保体制の整備計画

市は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

1. 空家住宅の確保体制の整備

市は、公営住宅の空家状況を把握し、震災時における被災者への迅速な提供に努めるものとする。

2. 応急仮設住宅の供給体制等の整備

応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成するなどの供給体制の整備に努めるものとする。

建設候補地

優先順位	名称	所在地	仮設住宅建設可能戸数
1	東野地域運動広場	小郡 2409 - 4	56
2	北中尾公園	美鈴の杜 2 - 6 - 1	44
3	一ノ口公園	美鈴が丘 5 - 15 - 16	48
4	上岩田ふれあい磐戸公園	上岩田 1082 - 2	25

第24節 ごみ・し尿・がれきの処理体制の整備計画

1. ごみ処理体制の整備

(1) 体制の整備

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

(2) ごみの仮置場の選定

市は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は、次のとおりとする。

- ①他の応急対策活動に支障のないこと。
- ②環境衛生に支障がないこと。
- ③搬入に便利なこと。
- ④分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

2. し尿処理体制の整備

(1) 体制の整備

災害により発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

(2) 災害用仮設トイレの整備

市は、発災時に避難所、住宅地内で下水道施設の使用ができない地域に配備できるよう仮設トイレを保有する建設業、下水道指定店等と協力関係を整備する。

(3) 素掘用資材の整備

市は、災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材の整備を推進するため素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

(4) し尿処理施設の整備

市は、し尿処理施設・下水道処理施設・下水道管の耐震性を診断し、補強等を行う。

3. がれき処理体制の整備

(1) 体制の整備

震災による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を適正に処理する体制を整備する。

(2) がれきの仮置場の選定

市は、短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次の点に留意して、がれきの仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- ①他の応急対策活動に支障のないこと。
- ②環境衛生に支障がないこと。
- ③搬入に便利なこと。
- ④分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

4. 応援協力体制の整備

市は、がれき処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、協定を締結する等の体制を整えておくものとする。

5. 災害廃棄物処理計画

市は、環境省の災害廃棄物処理指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において別途定めるものとする。

第25節 保健衛生・防疫体制の整備計画

1. 防疫用薬剤及び資機材等の確保

市は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平時からその確保を図る。

2. 学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を実施する。

また、児童・生徒等に常に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

第26節 帰宅困難者支援体制の整備計画

1. 災害時の情報収集伝達体制の構築

市は、公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、帰宅困難者支援ステーションの設置状況等を、駅周辺のビジョンでの表示、駅や交番における張り紙、報道機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備するように努める。

- (1) 公共交通機関の被害、運行状況等の収集体制の構築
- (2) 道路情報の収集伝達体制の構築
- (3) その他の情報収集伝達体制の構築

2. 帰宅困難者の安否確認の支援

福岡県防災情報等メール配信システム「防災メールまもるくん」による安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるように普及啓発に努める。

3. 避難場所の提供

市は、所管する施設で帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者や観光客等の帰宅困難者を一時的に収容することができないか検討を行う。

4. 災害時の帰宅困難者に対する支援

企業等との協定締結により、帰宅困難者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

5. 企業、通勤者等への意識啓発

インターネットや広報誌等を通じ、企業や通勤者等に対して、あらかじめ事前の帰宅困難対策や災害発生時の帰宅困難対策の重要性、地震発生時には、徒歩での帰宅が避けられなくなる場合があること、日頃からの携帯ラジオや地図等の準備についてリーフレットの配布や企業と合同の帰宅困難者対策訓練等を通して意識啓発に努める。

6. 企業、学校等における対策の推進

企業や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、適切な措置を行うため、市は、適切な措置を行うまでの待機の間、企業、学校等において必要となる水、食料、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

第27節 液状化災害予防計画

市は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

1. 液状化対策の調査・研究

市は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

2. 液状化対策の普及・啓発

市は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して、液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

第28節 農業災害予防対策計画

市は、暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の予防措置を講じるものとする。

1. 防災意識の普及啓発

福岡県施設園芸用施設導入方針に基づく施設整備や土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災意識の普及やその啓発に努める。

2. 防災基盤の整備

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して、農地農業用施設を防護するため、堤防等の整備を進めるほか、農業用配水施設の整備、老朽ため池の改修、排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の発生防止を図るものとする。

第29節 火災予防対策計画

火災の防止に関し、基本的な重要事項として出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施するものとする。

1. 消防施設等の整備

(1) 設備等の強化

本市の実情に応じて、消防力の整備指針に基づき消防設備等の拡充強化を図るものとする。また、消防団組織の体制整備のため、防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

(2) 消防水利の確保

「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽・耐震性貯水槽の充実を図る。また、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を促進し、地域の消火体制の強化を図る。

2. 予防査察

久留米広域消防本部は、消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対して、火災予防上必要な資料の提出又は防火対象物への立入検査等を行い、火災予防対策の指導を強化する。

(1) 特殊対象物の査察……工場・公共施設・病院等

(2) 一般住宅の指導

春秋の火災予防週間及び必要に応じての火気を取り扱う設備等を重点的に指導するものとする。

3. 防火管理者制度の推進

久留米広域消防本部は、消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

4. 建築同意制度の活用

久留米広域消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する建築同意制度を活用する。

5. 危険物施設の指導

久留米広域消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実

施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。また、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者に対して必要な助言又は指導を行う。

6. 地震時の火災予防

地震発生時において最も被害を大きくするものが火災の発生及び延焼である。これらを防ぐため、先ず第一に火災の発生を抑え、次いで火災が発生した場合にその延焼を最小限にとどめるよう初期消火を行うことにより被害の軽減を図っていくことが重要となるため、市及び久留米広域消防本部は、次のような対策を実施する。

(1) 出火防止措置

①一般家庭に対する指導

ア. ガスコンロ等の一般火気器具からの出火、特に油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。

イ. 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれらの器具の取扱い方法について指導する。

ウ. 家庭用燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

エ. 防火ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、防火映画、防火ビデオ等の使用等による講演、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ等を通じて火災予防の徹底を図る。

②事業所に対する指導

ア. 消防用設備等の維持点検と取扱い方法及び火気管理の徹底を図る。

イ. 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。

ウ. 自衛消防の育成指導を図る。

エ. 劇場、百貨店、旅館、複数の業種が混在するビル等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。

オ. 化学薬品を保有する学校、研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。

(2) 初期消火の指導

地震火災による延焼拡大を防止するには、消防機関だけでなく、住民や自主防災組織による初期消火が必要となる。そこで、次のような初期消火の指導に努める。

①各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

②自主防災組織、行政区に対する初期消火の訓練・指導を行う。

③パンフレットなどにより消火方法・知識の普及を図る。

第30節 災害ボランティアの活動環境整備計画

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市の防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想されるところであり、被災者の多様なニーズにきめ細かく対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、平常時からボランティア及び関係団体との連携を密にするとともに、受入体制の整備や活動環境の整備に努めるものとする。

1. 災害ボランティアの役割と協働

市は、災害時におけるボランティア活動について、その自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮しながら、ボランティアと協働して災害対応に当たるものとする。

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

(1) 生活支援等に関する業務

- ①避難所運営の補助
- ②炊き出し、食料等の配布
- ③高齢者、障害者等の介護補助
- ④清掃活動
- ⑤現地災害ボランティアセンター運営の補助
- ⑥救援物資等の仕分け、輸送
- ⑦被災者の話し相手・励まし
- ⑧その他被災地での危険を伴わない軽作業（洗たく等）

(2) 専門的な知識を要する業務

- ①救護所等での医療、看護
- ②被災建築物等の危険度判定
- ③外国人のための通訳
- ④被災者のメンタルヘルスケア
- ⑤高齢者、障害者等への介護・支援
- ⑥アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- ⑦公共土木施設の調査等
- ⑧その他専門的な技術・知識が必要な業務

2. 災害ボランティアの受入体制の整備

市は、社会福祉協議会及び関係団体と協議し、災害時における活動内容等の調整を図り、災害ボランティアの円滑な受入体制、連絡体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、現地災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成するなど、ボランティアの円滑な受入に努めるものとする。

3. 災害ボランティア活動の環境整備

市は、災害時におけるボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、活動拠点、資機材等の活動環境の整備に努めるものとする。

4. 災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援

市は、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダーの育成・支援に努めるとともに、ボランティア保険の普及啓発に努めるものとする。

第31節 放射性物質災害対策計画

1. 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

①市、県等の防災関係機関及び施設設置者は、内部の若しくは相互の連絡体制が確保され、相互の連絡協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関内部及び機関相互間における夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図る。

②市、県及び施設設置者は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、必要に応じ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

(2) 情報の分析整理

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

(3) 通信手段の確保

市は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。

2. 災害応急体制の整備

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

①市、県等防災関係機関及び施設設置者は、それぞれの機関において実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

②市、県等防災関係機関及び施設設置者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県及び施設設置者等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関相互において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 放射線検出体制の整備

施設設置者は、放射線測定機器等を整備するなど、緊急時において放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定する体制を整備する。

市及び県は、放射線測定機器、防護服等の整備に努める。

3. モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

4. 避難収容活動

(1) 避難誘導

市は、屋内退避及び避難誘導の方法についてあらかじめ定めるとともに、屋内退避、避難場所・避難の方法について日頃から住民への周知に努める。

また、高齢者、障害者その他のいわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

(2) 避難場所

市は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

5. 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

市及び久留米広域消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動

①市、県及び施設設置者は、あらかじめ、消防機関と医療機関、施設設置者と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図る。

②市及び県は、緊急時の被ばく医療対応可能機関との連絡体制の整備を図る。

(3) 消火活動

市及び久留米広域消防本部は、平常時から施設設置者等との連携強化を図り、放射性物質取扱施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

6. 周辺住民等への的確な情報伝達活動

(1) 市、県等の防災関係機関は、発災後の経過に応じて、周辺住民等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

(2) 市、県等の防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に対応する窓口設置等の体制についてあらかじめ準備しておくものとする。

7. 防災関係機関による防災訓練の実施

市、県等の防災関係機関及び施設設置者は、相互に連携した訓練を実施する。

8. 災害復旧への備え

市、県及び事業者等は、災害復旧に資するため、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集・整備等を図る。

